

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和3年7月16日（令和3年（行情）諮問第297号）

答申日：令和4年5月2日（令和4年度（行情）答申第19号）

事件名：特定の建築物事故に係る安全衛生指導復命書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の3欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和2年11月24日付け東労発総開第2-129（3）号により東京労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由（当該事件部分を抜粋）

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

本件一部開示決定では、不開示とする部分が明確に特定されず、また、理由付記は根拠規定しか記載されておらず、本件開示決定通知書の記載自体から当該規定を適用する根拠が理解され得るものとはいえない。また、示された理由では、法6条の規定に基づく部分開示がされない理由にならない。したがって、原処分は取り消されるべきである。

（2）意見書

ア 審査会において本件対象文書を見分して精査していただきたい。

イ 国土交通大臣は、別件開示請求に対し、令和2年9月23日付け「国住昇第7号」をもって、特定地区・特定マンション新築工事（現場所在地：特定住所）において、令和2年特定日特定時刻に発生した建築物件事故（本件対象文書に係る事故と同じ事故であり、以下「本件事故」という。）に関する文書（添付資料）を開示している。

ウ 国土交通大臣が開示した本件事故に係る情報は、法5条2号及び6号の不開示情報には該当せず、開示すべきである（平成25年度（行

情) 答申第 3 2 5 号)。

(添付資料) 国土交通大臣が開示した文書 (略)

第 3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は、理由説明書及び補充理由説明書 (法 5 条 1 号及び 2 号イ該当性の主張の追加であり、下線部で示す。) によると、おおむね以下のとおりである。

1 本件各審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和 2 年 8 月 3 0 日付け (同月 3 1 日受付) で処分庁に対し、法の規定に基づき本件対象文書の開示請求を行った。
- (2) これに対して処分庁が一部開示の原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、令和 3 年 2 月 2 3 日付け (同月 2 4 日受付) で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件対象文書について、原処分における不開示部分の一部を新たに開示することとし、その余の部分については、原処分を維持して不開示とすることが妥当であると考えます。

3 理由

(1) 本件対象文書の特定について

本件対象文書として、本件事故に係る「所轄の労働基準監督署が安全衛生指導を行った際に作成した安全衛生指導復命書及び添付資料」を特定した。具体的には、別表の 1 欄に掲げる文書 1 ないし文書 1 2 の各文書である。

(2) 安全衛生指導復命書について

安全衛生指導復命書 (以下「復命書」という。) は、労働基準監督官、産業安全専門官、労働衛生専門官等が事業場に対して安全衛生に関する指導・調査を行った際に、担当官がその所属する労働基準監督署 (以下「監督署」という。) の長に指導・調査結果を復命するため、事業場ごとに作成される文書である。復命書には、完結区分、指導種別、整理番号、事業場キー、指導年月日、労働保険番号、業種、労働者数、安全衛生指導重点対象区分、特別監督等対象区分、事業の名称、事業場の名称、所在地、代表者職氏名及び店社、復命者職氏名印、署長判決、副署長決裁、主任 (課長) 決裁、参考事項・意見、No.、違反法条項・指導事項等、是正期日 (命令の期日を含む)、確認までの間、備考 1 及び 2、面接者職氏名、別添等の各欄がある。また、必要に応じて事業場提出の文書等が添付される。

(3) 不開示情報該当性について

ア 法 5 条 1 号該当性

文書 1 ⑨及び㉑, 2 ①及び⑤, 3, 4 ②及び④, 7, 8 ①及び⑤,

9⑨及び⑳，10①及び⑤，11並びに12②には，個人に関する所属，氏名，職名など，特定の個人を識別することができるものが記載されている。当該部分は，法5条1号本文に該当し，同号ただし書でないしハのいずれにも該当しないことから，不開示とすることが妥当である。

イ 法5条2号イ該当性

文書1③，④，⑥ないし⑨，⑭，⑳，㉑及び㉒，2①ないし③，3，4①ないし④，5ないし7，8①ないし③，9③，④，⑥ないし⑨，⑭，⑳，㉑及び㉒，10①ないし③，11並びに12②及び④は，労働基準監督官等が調査等を行ったことにより判明した事実及び事業場への指導内容等の行政措置に係る情報や，対象事業場から提出された文書で，当該事業場の内部管理等に関する情報や，特定の作業に係るノウハウ等が記載されている。当該部分は，これを公にすると，対象事業場による法違反を推認させ，また，事業場の内部情報が明らかとなって，当該事業場の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから，不開示とすることが妥当である。

ウ 法5条6号柱書き及びイ該当性

文書1①，②，⑩，⑫，⑭，⑯，⑱，㉓及び㉔，2②及び③，3，5，7，8②及び③，9①，②，⑩，⑫，⑭，⑯，⑱，㉓及び㉔，10②及び③，11並びに12①及び④には，法令違反の基準や，安全衛生指導を実施する際の具体的な確認事項，措置内容，指導事項に係る情報が記載されている。当該部分は，これを公にすると，本件事故の発生を契機とした監督署の立入りに際し，事業者が指導や法違反の指摘を避けるために虚偽の内容を報告し，事実の隠ぺいを行うなどにより，正確な事実の把握を困難にするおそれ若しくはその発見を困難にし，労働基準行政の行う安全衛生指導，監督指導その他事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから，法5条6号柱書き及びイに該当し，不開示とすることが妥当である。

(4) 新たに開示する部分について

文書1⑤，⑪，⑬，⑮，⑰，⑲，⑳，㉕及び㉖，2④，8④，9⑤，⑪，⑬，⑮，⑰，⑲，⑳，㉕及び㉖，10④並びに12③及び⑤は，法5条各号に該当しないことから，新たに開示することとする。

(5) 審査請求人の主張について

審査請求人は，審査請求書（上記第2の2（1））において，不開示部分が明確に特定されていないこと及び不開示部分の根拠条文との対応が不明確である旨主張するが，不開示情報該当性については，上記（3）で示したとおりであり，審査請求人の主張は失当である。

4 結論

以上のとおり、原処分における不開示部分のうち上記3（4）に掲げる部分を新たに開示することとし、その余の部分については、不開示とすることが妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和3年7月16日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月29日 審議
- ④ 同年8月24日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 令和4年2月9日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年3月14日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑦ 同年4月14日 委員の交代に伴う所要の手續の実施、本件対象文書の見分及び審議
- ⑧ 同月25日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象文書の一部について、法5条1号、2号イ並びに6号柱書き及びイに該当するとして、不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は原処分の取消しを求めている。

これに対し、諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分の一部を新たに開示することとするが、その余の部分については、原処分を維持して不開示とすることが妥当としていることから、以下、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について検討する。

なお、文書2（通番18ないし通番21）は文書8（通番30ないし通番33）と、文書3（通番22）は文書7（通番29）とそれぞれ同一の文書である。

2 不開示情報該当性について

（1）開示すべき部分（別表の3欄に掲げる部分）について

ア 通番1，通番12，通番34及び通番45

当該部分のうち通番1及び通番34は、特定監督署担当官が作成した復命書の「完結区分」欄であるが、同欄には、事件についてどのような決定をなされたかの選択を示す記載はない。

当該部分は、これを公にしても、監督署が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められず、安全衛生指導に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法5条6号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ 通番3及び通番36

当該部分は、復命書の「事業場キー」欄の記載であり、労働基準監督機関において事業場をシステムに登録した際に機械的に付与される番号であると認められる。

当該部分は、これを公にしても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当せず、開示すべきである。

ウ 通番10及び通番43

当該部分のうち、復命書の「安衛配置」欄の欄名は、諮問庁の理由説明書別表において明らかとされている情報であり、様式部分にすぎない。また、同欄に記載はなく、空欄である。

したがって、当該部分は、上記アと同様の理由により、法5条6号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

エ 通番15、通番17、通番20、通番27、通番32、通番48、通番50、通番53及び通番58

当該部分のうち、通番15及び通番48は復命書の添付文書の種類を示す「別添」欄の記載、通番27は対象事業場から特定監督署に提出された文書の発信日、標題、宛先及び冒頭文の一部であり、通番58は改善報告書の改善完了期日の記載及び監督署の受付印である。その余の部分は安全衛生指導書（以下「指導書」という。）の一部であり、そのうち通番20及び通番32は「指導事項」欄のうち本件事故の概要を記載した部分、その余は「参考事件・意見」欄のうち指導書を交付した事実の記載である。

当該部分（受付印を除く。）は、原処分において開示されている情報と同様の内容であるか、又はそれから推認できる内容であると認められる。その余の部分は、事務的な受付印にすぎない。

当該部分は、これを公にしても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。また、労働基準監督機関が行う指導監督に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められず、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法5条2号イ並びに6号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

オ 通番22、通番29及び通番55

当該部分は、特定監督署から対象事業場に交付された文書（以下「交付文書」という。）の一部である。

(ア) 通番 2 2, 通番 2 9 及び通番 5 5（下記（イ）を除く。）

当該部分のうち各通番（1）部分は、交付文書の発信日及び受領日（欄名を含む。）並びに宛先の記載のうち事業場の名称（工事現場名。欄形式でない場合を含む。）である。これらの記載は、諮問庁が理由説明書で明らかにしている情報も踏まえると、原処分において開示されている情報と同様の内容であるか、又はそれから推認できる内容であると認められる。

当該部分は、個人に関する情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、法 5 条 1 号に該当せず、また、上記エと同様の理由により、同条 2 号イ並びに 6 号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(イ) 通番 2 2（2）, 通番 2 9（2）及び通番 5 5（2）

当該部分は、交付文書に記載された発信元である特定監督署担当官の職氏名（特定監督署の名称を含む。）である。当該部分は、法 5 条 1 号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報である。

当該部分は、公務員である当該個人の職務の遂行に関する情報であり、その職名は、同号ただし書ハに該当する。また、その氏名は、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成 17 年 8 月 3 日付け情報公開に関する連絡会議申合せ）により、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、公にするものとされているところ、これを公にしても特段の支障の生ずるおそれがあるとは認められないことから、同号ただし書イに該当する。

したがって、当該部分は、法 5 条 1 号に該当せず、また、上記エと同様の理由により、2 号イ並びに 6 号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

カ 通番 2 5

当該部分は、本件事故の現場の写真及びその説明の一部である。本件開示請求は本件事故現場の所在地を特定して行われており、また、当該部分は、当該所在地を上方やや遠方から撮影した外観写真であって、本件事故又はその被害の詳細を写したものとは認められない。

したがって、当該部分は、上記イと同様の理由により、法 5 条 2 号イに該当せず、開示すべきである。

キ 通番 2 6

当該部分のうち通番 2 6（2）は、回答文書の宛先である特定監督署担当官の職氏名（特定監督署の名称を含む。）であり、その余の部

分は、対象事業場から特定監督署に対する回答文書の発信日、発信元の事業場の名称のうち工事現場名、文書の標題及び項目の見出しの一部である。

当該部分は、原処分において開示されている情報であるか、又はそれから推認できる内容のほか、事務的な文言にすぎない。

当該部分のうち通番26(2)は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報に該当するが、原処分において開示されている情報であることから、同号ただし書イに該当する。その余の部分は、個人に関する情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当せず、また、上記イと同様の理由により、同条2号イにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分(別表の3欄に掲げる部分を除く部分)について

ア 法5条1号該当性

通番21、通番33及び通番54は、指導書の受領者欄に記載された対象事業場職員の署名である。当該部分は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

法5条1号ただし書該当性について検討すると、これらは、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は、個人識別部分であることから、法6条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 法5条1号及び2号イ該当性

(ア) 通番8、通番14、通番18、通番30、通番41、通番47、通番51及び通番57(下記(イ)を除く。)

当該部分は、復命書、指導書及び改善報告書の記載の一部である。当該部分のうち通番14及び通番47は「面接者職氏名」欄に記載された対象事業場の職員の職氏名であり、その余の部分は対象事業場の代表者の職氏名である。当該部分は、それぞれ法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

法5条1号ただし書該当性について検討すると、当該部分は、法令の規定により又は慣行として公にされ、若しくは公にすることが予定されている情報とは認められないことから、同号ただし書イに

該当せず、同号ただし書口及びハのいずれに該当する事情も認められない。また、当該部分は、個人識別部分であることから、法6条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、同条2号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番18①ア，通番30①ア，通番51①ア及び通番57②ア

当該部分は、指導書の宛先のうち法人名の部分並びに改善報告書の発信元の事業場名（法人名），所在地及び印影である。当該部分は、原処分において開示されている情報を踏まえると、公にされているものとは認められない。また、当該印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものとして、これにふさわしい形状のものであると認められる。

当該部分は、これを公にすると、対象事業場が本件事故に関連して労働基準監督機関による安全衛生指導の対象になったことが明らかになり、また、印影が偽造されるなどのおそれがあり、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 通番24及び通番26

当該部分は、特定監督署の求めに応じて対象事業場から提出された資料であり、当該事業場の事業実施体制、工事現場の記録等の詳細が記載されている。

当該部分は、これを公にすると、当該事業場が本件事故に関連して安全衛生指導に関する立入調査の対象となったこと及び当該事業場の内部事情、体制等が明らかとなり、その権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 法5条1号，2号イ並びに6号柱書き及びイ該当性

通番22，通番29及び通番55は、交付文書の一部であり、対象事業場の法人名に加え、本件事故に関連して当該事業場に伝えられた事項やその内容の詳細が記載されている。

当該部分は、これを公にすると、当該事業場が本件事故に関連して安全衛生指導に関する立入調査の対象となったこと及び当該事業場が立入調査に関連して特定監督署から伝えられた内容が明らかとなり、その権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当し、同条1号並びに6号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

エ 法5条2号イ該当性

(ア) 通番4ないし通番7及び通番37ないし通番40

当該部分は復命書に記載された対象事業場の労働保険番号、事業の名称（法人名）及び電話番号のほか、その労働者数であり、対象事業場を特定し、又は推認することができる情報であると認められる。

当該部分は、これを公にすると、当該事業場が本件事故に関連して、安全衛生指導に関する立入調査の対象となったことが明らかとなり、その権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番23及び通番25

当該部分は、特定監督署の求めに応じて対象事業場から提出された資料であり、当該事業場の事業実施体制、工事現場の記録等の詳細が記載されている。

したがって、当該部分は、上記イ（ウ）と同様の理由により、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 通番28

当該部分は、特定監督署の求めに応じて対象事業場から提出された資料であり、当該事業場の事業実施体制等の詳細が記載されている。

当該部分は、これを公にすると、当該事業場の内部事情、体制等が明らかとなって、その権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

オ 法5条2号イ、6号柱書き及びイ該当性

(ア) 通番11、通番17、通番44及び通番50

当該部分は、復命書の「参考事項・意見」欄の記載の一部であり、調査の端緒、調査場所、調査結果、監督署の方針等についての具体的かつ詳細な内容である。

当該部分は、これを公にすると、労働基準監督機関が行う指導監督の調査手法、処理方針等が明らかとなり、当該事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容

易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号イに該当し、同条2号イ及び6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

- (イ) 通番19, 通番20, 通番27, 通番31, 通番32, 通番52, 通番53及び通番58

当該部分は、指導書及びそれに対応する改善報告書に記載された対象事業場に対する指導の項目、指導事項等の詳細並びに当該事業場における改善措置の内容の記載である。

当該部分は、これを公にすると、対象事業場に対して行われた指導の内容及びそれに応じて講じられた措置内容等が明らかとなり、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当し、同条6号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

カ 法5条6号柱書き及びイ該当性

通番2, 通番9, 通番12, 通番13, 通番16, 通番35, 通番42, 通番45, 通番46, 通番49及び通番56のうち、通番56は改善報告書の表外に特定監督署が記載した備考メモであり、その余の部分は復命書の「指導種別」, 「署長判決」, 「違反法条項・指導事項等」及び「是正期日・改善期日(命令の期日を含む)」の各欄の記載である。

したがって、当該部分は、上記オ(ア)と同様の理由により、法5条6号イに該当し、同号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

- (1) 審査請求人は、審査請求書(上記第2の2(1))において、「不開示とする部分が明確に特定されておらず、理由付記は根拠法条項しか記載されていない」旨主張する。しかし、当審査会が確認したところ、本件開示実施文書において多くの文書の標題や項目名等が開示されており、これと本件各開示決定通知書の記載と併せて見ると、不開示とされた部分とその理由が審査請求人において了知できないものとまではいえず、審査請求人の当該主張を認めることはできない。
- (2) 審査請求人は、意見書(上記第2の2(2))において、令和2年特定日付けで国土交通大臣が開示した本件事故に関する文書の情報は、本件対象文書についても開示すべきである旨主張する。当審査会において意見書に添付された当該開示文書を確認したところ、当該文書は、特定

区が国土交通省住宅局建築指導課宛てに提出した建築基準法施行令に係る建築物事故情報報告及び双方の担当者間のメールのやり取りである。これらは建築基準法令の観点から行われた関係行政庁間のやり取りであるから、これを本件対象文書と照合して判断することは必ずしも適当ではなく、また、本件開示請求は、法3条に基づくものであり、開示請求者の個別の事情により開示・不開示の判断が左右されるものではないことも踏まえると、審査請求人の当該主張を認めることはできない。

4 付言

諮問書の添付文書を確認すると、本件開示請求の当初の開示請求文言は、別紙の2に掲げるとおりであり、これに対し、求補正手続において処分庁が審査請求人に別紙の3の内容を示し、その(3)に該当するものとして本件対象文書が特定され、原処分が行われている(審査請求人によると、別紙の3のその余の文書については、別途法9条2項に基づく不開示処分がされている。)。本件対象文書の文言(別紙1)は、具体的に特定された文書1ないし文書12の文書を正確に示すものとはいえず、また、安全衛生指導に対する事業場の回答も含むことから、別紙の3(4)との関係も明らかではない。本来、開示決定等通知書には、具体的に特定した文書名を記載すべきものであり、今後、処分庁は、適切に対応する必要がある。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条2号イ及び6号イに該当するとして不開示とした各決定については、諮問庁が同条1号、2号イ並びに6号柱書き及びイに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の3欄に掲げる部分を除く部分は、同条1号、2号イ及び6号イに該当すると認められるので、同号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、別表の3欄に掲げる部分は、同条1号、2号イ並びに6号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 長屋 聡, 委員 久末弥生, 委員 葭葉裕子

別紙

- 1 本件対象文書（本件開示決定等通知書の「開示する行政文書の名称」）
「特定地区・特定マンション新築工事（現場所在地：特定住所，施工者：（空欄））において，令和２年特定日特定時刻に発生した建築物物事故に関する以下の文書を請求します。
労働災害等について事業場に実施した調査の結果を取りまとめた文書」
- 2 本件請求文書（本件開示請求書の「開示する行政文書の名称」）
「令和２年特定日特定時刻に特定地区・特定マンション新築工事（現場所在地）で発生した建築物事故に関する文書一式」
- 3 補正手続において処分庁から審査請求人に教示された文書の名称
「特定地区・特定マンション新築工事（現場所在地：特定住所，施工者：※ご存じな範囲で記入ください。）において，令和２年特定日特定時刻に発生した建築物物事故に関する以下の文書を請求します。」
 - （１）「労働者が労働災害で負傷したことにより休業もしくは死亡した場合に被災労働者の所属する事業主が提出する報告書」
 - （２）「労働安全衛生規則第９６条に示された事故が発生した際に事業者が提出する報告書（対象となる事故の要件につきましてはお問い合わせください。）」
 - （３）「労働災害等について事業場に実施した調査の結果を取りまとめた文書」
 - （４）「労働災害等について事業場に実施した指導等の結果を取りまとめた文書」

別表 不開示情報該当性

1 文書番号, 文書名及び頁		2 原処分における不開示部分			3 2欄のうち 開示すべき部分	
		該当箇所	法5条各号該 当性	通番		
文 書 1	安全衛生 指導復命 書	1	① 「完結区分」欄	6号柱書き及 びイ	1	全て
		② 「指導種別」欄	6号柱書き及 びイ	2	—	
		③ 「事業場キー」欄	2号イ	3	全て	
		④ 「労働保険番号」欄	2号イ	4	—	
		⑤ 「安全衛生指導重点 対象区分」欄	新たに開示	—	—	
		⑥ 「労働者数」欄不開 示部分	2号イ	5	—	
		⑦ 「事業の名称」欄	2号イ	6	—	
		⑧ 「事業場の所在地」 欄の電話番号	2号イ	7	—	
		⑨ 「代表者職氏名」欄	1号, 2号イ	8	—	
		⑩ 「署長判決」欄 (⑪ を除く。)	6号柱書き及 びイ	9	—	
		⑪ 「署長判決」欄の判 決日	新たに開示	—	—	
		⑫ 「安衛配置」欄	6号柱書き及 びイ	10	全て	
		⑬ 「参考事項・意見」 欄1行目19文字目ない し28文字目	新たに開示	—	—	
		⑭ 「参考事項・意見 欄」 (⑬を除く。)	2号イ, 6号 柱書き及びイ	11	—	
		⑮ 「NO.」欄	新たに開示	—	—	
		⑯ 「違反法条項・指導 事項等」欄1段目, 2段 目	6号柱書き及 びイ	12	—	
		⑰ 「違反法条項・指導 事項等」欄3段目以降	新たに開示	—	—	
		⑱ 「是正期日・改善期 日 (命令の期日を含 む)」欄1段目, 2段目	6号柱書き及 びイ	13	—	
		⑲ 「是正期日・改善期 日 (命令の期日を含 む)」欄3段目以降	新たに開示	—	—	
		⑳ 「確認までの間」欄	新たに開示	—	—	
		㉑ 「面接者職氏名」欄	1号, 2号イ	14	—	

			② 「別添」欄	2号イ, 6号 柱書き及びイ	1 5	全て	
			③ 欄外下	新たに開示	—	—	
		2	④ 「指導種別」欄	6号柱書き及 びイ	1 6	—	
			⑤ 「参考事項・意見」 欄	2号イ, 6号 柱書き及びイ	1 7	9行目1文字目 ないし19文字 目, 33文字目 ないし10行目	
			⑥ 欄外下	新たに開示		—	
文 書 2	安全衛生 指導書	3	①ア 3行目	1号, 2号イ	1 8	—	
			①イ 4行目				
			② 「項目」欄	2号イ, 6号 柱書き及びイ	1 9	—	
			③ 「指導事項」欄	2号イ, 6号 柱書き及びイ	2 0	1行目7文字目 ないし2行目1 3文字目	
			④ 「受領年月日・受領 者職氏名」欄の日付	新たに開示	—	—	
			⑤ 「受領年月日・受領 者職氏名」欄(④を除 く。)	1号	2 1	—	
文 書 3	監督署か ら事業場 に交付さ れた文書	4	不開示部分	1号, 2号 イ, 6号柱書 き及びイ	2 2	(1) 発信日, 「事業場の名 称」欄, 「受領 年月日・受領者 職氏名」欄名と 日付 (2) 発信人の 所属及び職氏名	
文 書 4	安全衛生 指導復命 書の添付 文書	1 5	① 不開示部分	2号イ	2 3	—	
		1 6	② 不開示部分	1号, 2号イ	2 4	—	
		ない し1 8					
		1 9	③ 不開示部分	2号イ	2 5	24頁全て(上 から3段目の写 真及びコメント を除く。)	
2 7 及び 2 8	④ 不開示部分	1号, 2号イ	2 6	(1) 27頁発 信日, 発信元2 行目, 件名, 本 文1文字目ない し17文字目			

						(2) 27頁宛先計3行	
文書5	事業場から監督署に提出された文書	29	不開示部分	2号イ, 6号柱書き及びイ	27	発信日, 標題4文字目, 5文字目, 7文字目ないし最終文字, 宛先, 冒頭文1行目ないし3行目(2行目4文字目ないし14文字目, 29文字目ないし31文字目及び34文字目を除く。)	
文書6	事業場から監督署に提出された文書の添付書類	30ないし36	不開示部分	2号イ	28	—	
文書7	事業場から監督署に提出された文書の添付書類(文書3の写し)	37	不開示部分	1号, 2号イ, 6号柱書き及びイ	29	(1) 発信日, 宛先2行目最終文字及び3行目, 「受領年月日・受領者職氏名」欄名と日付 (2) 発信人の所属及び職氏名	
文書8	事業場から監督署に提出された文書の添付資料(文書2の写し)	38	①ア 3行目	1号, 2号イ	30	—	
			①イ 4行目				
			② 「項目」欄	2号イ, 6号柱書き及びイ	31	—	
			③ 「指導事項」欄	2号イ, 6号柱書き及びイ	32	1行目7文字目ないし2行目13文字目	
			④ 「受領年月日・受領者職氏名」欄の日付	新たに開示	—	—	
⑤ 「受領年月日・受領者職氏名」欄(④を除く。)	1号	33	—				
文書9	安全衛生指導復命書	39	① 「完結区分」欄	6号柱書き及びイ	34	全て	
			② 「指導種別」欄	6号柱書き及	35	—	

			びイ		
		③ 「事業場キー」欄	2号イ	3 6	全て
		④ 「労働保険番号」欄	2号イ	3 7	－
		⑤ 「安全衛生指導重点対象区分」欄	新たに開示	－	－
		⑥ 「労働者数」欄不開示部分	2号イ	3 8	－
		⑦ 「事業の名称」欄	2号イ	3 9	－
		⑧ 「事業場の所在地」欄の電話番号	2号イ	4 0	－
		⑨ 「代表者職氏名」欄	1号, 2号イ	4 1	－
		⑩ 「署長判決」欄(⑪を除く。)	6号柱書き及びびイ	4 2	－
		⑪ 「署長判決欄」の判決日	新たに開示	－	－
		⑫ 「安衛配置」欄	6号柱書き及びびイ	4 3	全て
		⑬ 「参考事項・意見」欄1行目19文字目ないし28文字目	新たに開示	－	－
		⑭ 「参考事項・意見欄」(⑬を除く。)	2号イ, 6号柱書き及びびイ	4 4	－
		⑮ 「No.」欄	新たに開示	－	－
		⑯ 「違反法条項・指導事項等」欄1段目ないし3段目	6号柱書き及びびイ	4 5	－
		⑰ 「違反法条項・指導事項等」欄4段目以降	新たに開示	－	－
		⑱ 「是正期日・改善期日(命令の期日を含む)」欄1段目ないし3段目	6号柱書き及びびイ	4 6	－
		⑲ 「是正期日・改善期日(命令の期日を含む)」欄4段目以降	新たに開示	－	－
		⑳ 「確認までの間」欄	新たに開示	－	－
		㉑ 「面接者職氏名」欄	1号, 2号イ	4 7	－
		㉒ 「別添」欄	2号イ, 6号柱書き及びびイ	4 8	全て
		㉓ 欄外下	新たに開示	－	－
4 0		㉔ 「指導種別」欄	6号柱書き及びびイ	4 9	－
		㉕ 「参考事項・意見」	2号イ, 6号	5 0	9行目1文字目

			欄	柱書き及びイ		ないし 6 文字目, 1 3 行目 2 文字目ないし 1 4 行目	
			㉔ 枠外下	新たに開示	—	—	
文書 10	安全衛生 指導書	4 1	①ア 3 行目	1 号, 2 号イ	5 1	—	
			①イ 4 行目				
			② 「項目」欄	2 号イ, 6 号 柱書き及びイ	5 2	—	
			③ 「指導事項」欄	2 号イ, 6 号 柱書き及びイ	5 3	1 行目 9 文字目 ないし 2 行目 1 3 文字目	
			④ 「受領年月日・受領 者職氏名」欄の日付	新たに開示	—	—	
			⑤ 「受領年月日・受領 者職氏名」欄 (④を除 く。)	1 号	5 4	—	
文書 11	監督署か ら事業場 に交付さ れた文書	4 2	不開示部分	1 号, 2 号 イ, 6 号柱書 き及びイ	5 5	(1) 発信日, 「事業場の名 称」欄, 「受領 年月日・受領者 職氏名」欄名と 日付 (2) 発信人の 所属及び職氏名	
文書 12	改善報告 書	5 3	① 標題右上	6 号柱書き及 びイ	5 6	—	
			②ア 事業場名, 所在 地, 法人印影	1 号, 2 号イ	5 7	—	
			②イ 代表者職氏名				
			③ 表頭部分	新たに開示	—	—	
			④ 「指導事項」, 「改 善内容」, 「改善完了期 日」欄	2 号イ, 6 号 柱書き及びイ	5 8	「改善完了期 日」欄記載部 分, 受付印	
⑤ 表外下部	新たに開示	—	—				